

石山本願寺日記抄

石山本願寺日記抄

石山本願寺日記抄目次

一、	解題	1
(1)	證如上人日記	1
(2)	私心記	2
(3)	宇野主水日記	3
(4)	證如上人書札案	5
(5)	顯如上人文案	6
(6)	顯如上人画像	7
(7)	證如上人畧伝	8
(8)	石山坊舎建立御文	9
(9)	石山本願寺年表畧	10
二、	證如上人日記	13
三、	證如上人書札案	21
四、	私心記	22
五、	宇野主水日記	23
六、	顯如上人貝塚御座所日記	26
七、	雜記	32
八、	證如上人方々へ被遣宛名留	34
九、	顯如上人文案	34
十、	あとがき	

解題

證如上人日記（京都 西本願寺藏）

天文五年正月より同二十三年八月までの十九年間に亘り、本願寺第十世證如上人が日常の事細大となく註記された筆録である。一般に『天文日記』または『本願寺日記』として知られてゐる。大永元年二月実如上人示寂せられ、その後を承くべき證如上人は僅に十歳であつた。天文元年八月山科の本願寺が兵火に罹り、大阪石山の坊舎に移つたのは十七歳であるから、この日常乗は二十一歳から三十九歳までの分である。上人は八月十三日に示寂されたのであるから、示寂の十日ばかり前までの筆録が伝はつてゐる次第である。年次不明の分は、これを調べて適当に配列したが、十四年・十九年の分は全く缺けてゐる。一年を春夏秋冬の四冊に分け三ヶ月を一冊としてゐる。天保十四年廣如上人これを整理された事は次の文書で明かである。

信受院證如宗主親筆 天保座右日記五十七冊、横軸十卷、信樂院顯如宗主、天正日記横軸二卷 不知何年湮没 天保癸卯之夏、適獲之于西庫古籍堆下蠹魚之中 天文距今三百廿余年、天正不_レ下_二二百五十年_一 當時清規及足利氏織田氏之事、歴々可_レ笙、夫物顯晦固有_レ数 冷水鼎豐城劔似_二迭有_一期、然而金鉄之堅終_レ飯_二消滅_一 今此記儼然而存、天不_レ空_二芳蹟_一 豈宗主之手澤得_下非_二佛陀_一 加護_上乎哉、乃命_二新口装_一 永珍襲納_二諸宝藏_一 因識_二其卷尾_一云爾

萬延紀元庚申秋八月十三日

龍谷廿世 釋 廣 如

天文十七年以下の分は、多く卷子本として年次不明または錯簡などあつて頗る乱雑であるから、その全部を整理することは容易ではない。用紙は一定してゐないが、美濃紙大で縦八寸三分、横一尺一二寸である。天文五年より十六年までの紙数は大略次の通りである。

天文	五年	三三九枚	天文	六年	二八七枚	天文	七年	一八六枚
----	----	------	----	----	------	----	----	------

天文八年	一五六枚	天文九年	一二〇枚	天文十年	一二三枚
天文十一年	九九枚	天文十二年	一〇〇枚	天文十三年	一一〇枚
天文十五年	一一一枚	天文十六年	一二三枚		

この外に『從諸方音信並返札等之儀記之』と題した分が、天文四・五・六・七・十一・十二・十三・十五・十六の九年分。『加州所々知行被申越又申付方記之』と題した分が、天文二年より七年まで六年分、『御堂三十日番上勤座配次第御記』と題した分が、天文六・十一・十五の三年分、『御堂年中行事御記』と題した分が一冊ある。これらの記録は日記と対照して大に啓発する所があるであろうが一種の備忘録であつて、これを整理して印刷する事は頗る難事である。この書を読むに参照すべきは『證如上人書札案』並に順興寺実従の日記たる『私心記』であつて、天文元年より永禄四年までの分が傳へられてゐる。またの書に散見する青蓮院の坊舎鳥居小路経厚法印の日記が傳へられ、『史籍集覽』にも収めてあるが、享禄四年・天文元年の二年分だけであるから参照する事は出来ない。

本書を通読する時は、本願寺門主としての私生活は云ふまでもなく、他家との交渉・本願寺の行事より、本願寺を中心とする六町の商業区域が次第に発展しつつある事実、近接せる堺・その他の都市の事情、支那の商船の来航など、有益な記事が随所に見出されるのである。また本書は天龜・天正の石山合戦の後、本願寺が鷺森・貝塚・天満の各地に移転し、京都では天和三年十二月には京都の六條で殿堂の大半回禄したに係はらず、他の寺宝と共に今日まで伝はつた事は本願寺としても、史家の立場からも喜ぶべきである。この外に歴代宗主の日乗で傳はつてゐるものが、まだあるようである。

私心記（京都 西本願寺藏）

蓮如上人の末子たる順興寺實従の日記である。天文元年八月から永禄四年十二月まで三十年間に亘つて記されてあるが、その中で天文七・八・九・十二・十五・十六・十七・十九・二十三・弘治二・三・元禄元の十二年分が缺けてゐる。天文元年は実従三十五歳の時

で、永禄七年六十七歳を以て示寂されたのであるから、其の前後にも或は日記を作られたのであらうが、伝はつてゐない。天文元年の八月山城の本願寺が兵火に罹つた際に、其の時までの日記を焼失したから、其の跡を追ふて記すことを最初に記入してゐる。又天文六年の日記の終に「右順興寺実從兼智法印被_ニ記置_一候日時記ノ内少々抜_ニ梓_一之者也元和四戊午載中春初三」と附記してあるが、他の部分に比較して著しく省略されてゐるやうでもないから、この部分も大体に於て原本の面影を伝へてゐるものと推定される。斯様に一部分は転寫本で伝へられてゐるが、自筆と思はるゝ永禄三年・四年の分は、表紙に『私心記永禄三年・四年』と記入し、四十三枚十四行乃至十七行に細書されてゐる。半紙を用ひ縦七寸・横四寸三分である。実如上人は臨終の際に、その後を嗣ぐべき證如上人が若年であつた爲に実円・蓮淳・蓮悟・蓮慶・顯誓の五人をして補佐せしめた。時に実從は年令僅かに二十八歳で、而も同年輩の実円程に深い關係でなかつた爲めに、補佐役に加へられなかつたとはいへ、大永四年以来、即ち證如上人一代の間、御堂の鑑役を預かりに當り、又孝事にも長じてゐた爲めに、蓮淳と共に重要な役割を持つてゐたのである。故に證如上人日記と対照する時は、記事に於て簡略なりとは云へ、重要な資料を供給するのである。天文二十二年閏正月十九日の條に、実孝の葬送を記し、別記があることを述べてゐるが、本善寺実孝往生記一卷・同送葬中蔭之記一卷が伝へられてゐる。実從は緯を兼智と云ひ、河内の牧方に順興寺に移つた。この事は本書永禄二年十一月三十日の条以下にこれを載せてゐる。永禄二年十二月本願寺を以て門跡に列せられた爲めに、翌年八ヶ寺を擇んで院家に加へられたが、順興寺はその一である。永禄七年六月一日六十七歳を以て示寂した。この『私心記』は一度『眞宗全書』に収められ、大正四年十月刊行されたが、この度更に天文五・六・十・十一の四年間だけを増補することが出来、多少とも面目を新にした次第である。

宇野主水日記

(鷺森日記
(貝塚御座所日記・雜記

京都 西本願寺藏)
京都 東本願寺藏)

天正八年三月織田信長との和議成立し、石山の地を退去し紀伊の鷺森に移る事となつた。

設ひ朝廷から御沙汰を蒙りてかゝる結末に至ったとは云へ、反覆常なき戦國時代の武將を相手としてゐることであるから、再び千戈を以て追つて来ないとも限らない。そこで防戦に都合のよい地を擇び、雑賀門徒の武勇を唯一の頼として、紀伊に移ったのである。かくて天正八年四月より同十一年六月まで鷺森在住の三年間、石山戦争の潜伏状態に入つたものの、大震災直後の余震期間と見るべきものである。此の時代に顯如上人の祐筆であつた宇野主水の手記が、證如上人の『天文日記』と共に本願寺に伝へられ、萬延元年廣如上人これに修理を加へ、横軸二巻とせられたのである。これを單に『天正御日記』とよんでゐたが、大正六年『津村別院誌』の附録として発行せらるに及んで、新に『鷺森日記』の題号を附した。これは他の部分が『貝塚日記』よばれてゐる為である。たゞ宇野主水が自分の心覺として、手元に残した不完全な記録であつて、『證如上人日記』のやうに日々に記入されたものでもなく、又中世散佚した部分もないとも限らないが、仔細に点検するときは、石山退出後の、本願寺に関する貴重な資料が含まれてゐる事を知るのである。貝塚移住以降の事を記したのが、『貝塚御座所日記』・『貝塚御座所雜記』の二冊となつてゐる。前者は天正十一年より十四年十二月までの事を、大畧年月を追ふて記し、後者は事件を中心とした記録である。『鷺森日記』に比する時は、記事の体裁も幾分整ふてゐる様である。『雜記』の部分には、天正八年九月の高野山詣、同年十二月野の根来寺一見、同十一年閏正月の有馬・宇治・奈良遊覧、同年三月の興門主高野山参詣等に就て記してゐる。微妙（御廟）の橋、伽耶（萱堂）などの堂宇も少くない。筆者が宇野主水であることは、天正十一年閏正月の条に「此時分主水は有馬湯治ニツキテ他行ノ間、委儀不知之、少進存知之」と附記してゐるので明瞭である。『貝塚日記』の部分は、『宇野主水記』と題して『史籍集覽』にも収められたが、轉寫の際に生じた誤も少くない様である。この原本は『鷺森日記』と同じく、矢張り西本願寺に所藏されてあつたのであらうが、何れの時代よりか泉貝塚の願泉寺に伝はり、明治九年の頃修史局でこれを写してから世に知られ、東本願寺がこれを願泉寺から、譲受られる事となつたのである。願泉寺は両本願寺の兼末であるから、西本願寺の旧記が同寺を仲介として、東本願寺に移つたものと思ふ。

證如上人書札案（京都 龍谷大學藏）

證如上人が公家・武家・門跡へ遣はされた書札の文案を合綴し、後日の参照に備へる為に保存したものゝ一部である。冊子とせるもの、また卷子とせるものなど一定しない。二十年ばかり以前に、西本願寺でこの史料の存在を知る際に、糊離れの為に順序も散乱せんとする所であつたのを、故鷲尾教道氏が整理して、一部を影寫し漸くその旧態を伝えることができたのである。かやうな次第であるから、多少の錯簡なきを保し難い。今は影寫本を底本とし、原本を参照して活字に排印したのである。本文一千六十八通・宛名留一冊で、次の九綴に分れてゐる。

(一)	天文 六年	百五十二通	(七)	天文 十七年	八十四通
(二)	天文 七年	百十通	(八)	天文 二十年	七十二通
(三)	天文 八年	百五十一通	(九)	天文 二十一年	四十二通
(四)	天文 九年	百五十三通	(十)	天文 二十二年	六十五通
(五)	天文 十年	百十四通	(十一)	天文 二十三年	五十一通
(六)	天文 十六年	七十四通	(十二)	證如上人方々へ被遣宛名留（天文年中）	

右の如く天文五年以前と、同十一年から同十五年までと、同十八年・十九年とを缺いてゐる。證如上人は、天文二十三年八月十三日を以て示寂されたのであるから、終りの部分は完備してゐるのであらうと思う。要するに天文年間で、十一ヶ年分の書札案が伝へられてゐるのである。

然しながら最初集綴した際にも、幾分の遺漏や錯簡ができたであらうし、保存状態も完全とは云ひ難いから、この事を考慮してをく必要がある。青蓮院門主尊鎮法親王が、天文十九年九月に示寂せられたに係はらず、この事を弔う消息案が天文二十年九月の部に収められ、五月廿六日大御所様他堺云々の書札は、將軍足利義晴に関するものなれば、これも天文十九年であるのに、天文廿年の分に綴込まれてゐるやうな事があるのはその為である。又全文抹消したものもあり、時としては交通に支障があつて、先方に届かなかつたものもあらう。宛名留には九十三人を記載するに過ぎないが、案文では百三十人ばかりあつて、

而も案文に見當らぬ宛名が廿七人ある。若し書札全部が伝へられてゐたならば、この廿七人も悉く含まれたであらう。また書札は年始・歳暮・中元・其の他吉凶時に挨拶を交換するばかりでなく、重大なる事件に関するものもあつて、何れも昵懇の間柄か、若しくは昵懇を求めんために、これを届けるのであるから、宛名は概して通称に依る事になってゐる。この書札は使者が持参して、要件の一部はこの使者が口頭で述べるのが習慣であるから、宛名は簡畧な通称で先方の所書もなく、要件の一部も省畧されてゐるのであるから、宛名の人物を明にするに、困難を感じる場合が少なくないのである。使者となつたのは下間氏・其の他近習の人々である。(中畧)この時代は下間氏一族が、特に勢力を振ふたのである。これ等の書札は自筆で出されたものであるが、右筆をして書かしめたものも多く、我月・咲隠・兼盛・少輔をして書かしむとて、右筆の名も多少伝えられてゐる。(中畧)書札の往復には、太刀・馬を初として、織物・紙類・武具・食料品などの贈答が行れたのであつて、『證如上人日記』や、また『音信日記』などと対照して、當時の本願寺が、公家乃武家の間に重きをなしてゐた事も知られるのである。(後畧)

顯如上人文案

その内容は次の三類から成立する。

(甲) 永禄八年から天正元年までの九年間に亘り、顯如上人が本願寺門跡として、公式諸家に遣れた書簡の手控である。通計百八十七通で次の通りである。

第一冊	永禄	八年	八通	同	九年	十九通	同	十年	十九通
第二冊	永禄	十一年	十四通	同	十二年	二十二通			
第三冊	元亀	元年	二十八通						
第四冊	元亀	二年	二十一通						
第五冊	元亀	三年	二十七通						
第六冊	天正	元年	二十九通						

(乙)

表紙に「御書留永禄八己未」と記してある。初めに庭田・甘露寺・中山・梶井・門跡等への返礼は文案失念につき、これを掲げる事はできないと記入してあるから、察すると永禄七年十二月二十六日諸堂炎上の際に、旧記を焼失し諸家との交通に當って、支障を来すことと少なくないので、殊にこの御書留の記録に重きを置くことにしたのであらう。天文二十三年顯如上人が職を継いだのは十二歳で、永禄二年十二月二十七歳で門跡の勅許を受け、この永禄八年は廿三歳の時である。天正二年以後の御書留も無論あったに相違ないが、今日之を見ることができない。若しこれがあったら、例の石山戦争の過程を研究するに際し、有力な資料となるわけである。

天正年間織田信長の来攻で悩まされてゐた際に、主として紀伊方面の門下に附與した消息三十一通を集めてゐる。最後の二通は稍趣を異にし、西光寺殿宛の分は天正八年石山退去の後に認めたもの。西国・四国・中国宛の分は、天正十三年天満に御堂を造営した際のものである。何れも月日のみで年代の記入はないが、他の記録と対照する時は、これを明瞭にし得るものが少なくない。公武諸家に遣す分は、格式に依つて書札の型式も変更せねばならず、進上物や使者などに就ても深い注意を以てする必要があるけれども、門下の僧俗に遣す分はかゝる手数はなく、たゞ用件を述べ、法門上の心得を教諭するだけである。表紙にたゞ文案とのみ記してある。

(丙)

北国方面の門下へ下した消息十一通を集めてある。各通月日のみで、その内容も多くは金子を届けた事を謝し、法儀大切にすべきを述べたにすぎないから、年代の推定も困難で、先きの紀伊の門徒に宛てた分に対比して、史料としての價值は少いものである。表紙には矢張り「文案」とだけ記してあるが、月日の順序も六月・十二月・十月・十二月となつてゐるが、大略次第を追ふてゐるやうである。この「顯如上人文案」は、曾て大正十五年五月刊行の「津村別院誌」に附載された事があるが、この度更に影寫本に校合して転載することにした。

證如上人画像と同じ寸方にして、縦四尺一寸五分、横二尺なり。上部の色紙次の讃あり。

生平守朴素 潜紙業專攻 逮工夫之熟 收執持之功

教海通津梁 釈門度盲聾 道光耀闕廷 美風邵仙宮

拜天筆竈獎 賜金袍褒崇 法輪転結軫 慧命長無終

この画像も亦證如上人の分と同じく、寂如上人天和三年に改作されしもなるべし。讃の文字は何人の筆なるか、之を明にせず。

顯如上人は永禄二年に僧上に任ぜられ、特に勅許ありて門跡に列せられしが、その画像は歴代の慣例によりて緋衣とせず、後を継げる准如上人亦然りしなり。後良如上人の画像を緋衣とせしより、更に実如・證如・顯如・准如四代の画像を改作し、緋衣に改むる事になれるなり。

顯如上人偉は光佐、本願寺第十一世の宗主なり。第十世證如上人の長子。天文十二年正月六日生る。『證如上人日記』に「辰剋半時計、男子誕生也」と記せるこれなり。天文廿三年八月十二歳にして剃度し職を継ぐ。永禄二年十二月十五日僧正に任ぜられ、本願寺門跡に列せらる。天文年間以来懇望せし所、漸くこれを実現せり。四年三月宗祖三百年忌の法會を修し、七年十二月二十六日には諸堂炎焼せしが、翌年これを重建す。元亀元年九月織田信長来攻せしが、門下の徒を激勵してこれに対抗し、西国の諸將又これを助けしより、信長の武勇もこれを屈する態はず。終に天正八年朝廷に請ひ、その沙汰を蒙り和解する事となれり。信長誓約を重ぜず再び害を加へん事を慮り、紀伊鷲森に退きしが、十一年七月和泉貝塚に転じ、十三年八月摂津天満に移る。十九年閏正月秀吉京都堀川に於て寺地を寄せたれば、同年八月工を起し、文禄元年十一月祖堂落成し、寛正六年以来百二十八年を経て、始めて京都の地に寺基を回復するを得たり。然るに同月二十四日祖忌の佛事中に病を發して示寂す。壽五十。信樂院と号す。

證如上人偉は光教、本願寺第十世の宗主なり。第九世実如の孫、円如の息。永正十三年十一月二十日生る。童名光仙又光養丸と称す。大永元年八月父円如三十一歳にして逝く。時に上人僅かに六歳なり。大永五年正月中旬実如上人病篤し、即ち廿八日実円・蓮淳・蓮悟・蓮慶・顕誓の五人を枕頭に招きて嗣子の輔弼を託す。越えて二月二日示寂す。九条前関白尚経の猶子となり、七年四月青蓮院尊鎮法親王に就て剃髪を受け、本願寺の法燈を継ぐ。幼少を以てこの重職に當りし事とて、坊官下間氏の権力次第に加り、各地に於ける一家衆の人々領主と事を構へ、武家との間益々紛糾を来せり。

かくて天文元年八月山科の本寺も兵火に罹り、難を大阪石山の坊舎に避く。明応五年坊舎の草創ありて以来三十六年なり。山科に於て本願寺の周囲に家を構へ、生計を営みし人々は擧つて来附せしかば、数年の後少市街をなせり。

天文二十三年八月十三日示寂す。時に三十九歳。信受院と称す。

石山坊舎建立の御文（兵庫縣 教行寺藏）

明応七年十一月下旬、宗祖親鸞上人の御忌に際し、大阪石山の坊舎で毎日読ました御文である。一般には大阪建立の御文として知られてゐる。然し實際の創建は「ハヤステニ三年ノ星霜ヲ経タリキ」と云はれてゐる様に、明応五年九月下旬である。「捨塵記」（実語選）にこれを次の様に延びてある。

摂津國東成郡生玉庄内大阪御坊ハ明応第五秋ヨリシテ蓮如上人御建立、三ヶ年間上人御居住明応七霜月に御上洛、明年三月御往生也。

（原注）九月二十四日に御覽始ラレテ虎狼ノスミカ也。家ノ一モナク、畠バカリナリシ所也。同二十八日クワ始ラルベキ御覺悟ナレド日ガラアシケレバ世間ノ人ノ外聞ヲ思食テ廿九日ニクワ始也。同廿九日番匠モ初テ十月八日草坊モ立ケリ。其年報恩講十月二 三ヶ日也。

また明応六年十一月二十五日の御文（全集本帖外九冊）に此坊舎建立の事を載せたり。

抑此在所大阪に於てイカナル往昔ノ宿縁アリテカ既ニ去ヌル明応第五ノ秋ノコロヨリ、カリソメナガラカタノゴトク一宇ノ坊舎ヲ建立セシメ、又當年明応六年ノ仲冬下旬ノ冬ニイタリ、カツノ周備満足ノ爲体マコトニ法力ノイタリカ、又念仏堅固ノイワレカ、コレシカシナガラ聖人ノ御用ニアラズヤ、コレニヨリテ門徒ノ輩一同ニ普請造作ニココロヲツクシテ、粉骨ヲモタサシムル條眞実信心往生淨土ノノゾミコレアルカノイワレ殊勝ニオボヘ侍リヌ。(下畧)

最初は簡単な草堂に過ぎなかつたが、翌年十一月の報恩講まで色々に工作を施し、相當に立派なものとなつたようである。この明応六年の報恩講には、上洛のことなく「七日ノ御講ノウチヲ富田殿ニテ三日御ツトメアリテ、廿四日ニハ大阪殿へ御下向ニテ、大阪殿ニテ四日ノ御勤行アリ」ありし事を「空善聞書」に載せてゐる。この御文に「明応第五ノ秋下旬」としたのは、秋の下に「九月」の二字を加へるか、季秋とでもすべきであるが、孟秋とも仲秋ともせず、たゞ秋とすれば直覺的に九月と考へられるから、かく記したのであらう。報恩講は七日間であるから、十月二十二日午後から二十八日午前までこれを営むのであるが、便宜上一日だけ早く、この御文読誦を開始せしめたのである。この御文の自筆文は伝はつてゐない様である。そこで最古の寫本は実如上人(大永五年没)の署名頒布された分であるが、今は名塩の教行寺所藏の一本を掲げる事にした。

石山本願寺年表畧

明応	五年	九月二十四日	蓮如上人石山ノ地ヲ見テ坊舎建立ノ事ヲ計画。以テ退隱の所トス
		九月二十九日	工事ヲ起ス
		十月十八日	草堂成ル
		十月廿六日	ヨリ三日間祖忌修ス
明応	六年十一月		坊舎の設備完成
明応	八年三月二十五日		蓮如上人山科ニテ寂 八十五歳
享祿	四年十一月十八日		加賀ニ於テ一類ノ宗徒乱ヲ興シ 松岡寺蓮慶等難ニ殉ズ

天文	元年	七月十七日	本願寺門徒奈良ノ興國寺ヲ焼ク
天文	二年	八月二十四日	山科本願兵火ニ罹ル
天文	三年	七月二十四日	石山坊舎ニ祖像ヲ移シ以テ本刹トス
	四年	三月十三日	清水町ニ堀ヲホラセ難ニ備フ
	五年	五月三十日	高津・渡辺ノ地兵火ニ罹ル
	六年	六月十一日	敵兵來攻 六月二日退散
	七年	六月十七日	高津・渡辺・津村等兵火ニ力ヘル
	八年	六月十七日	雜賀衆三百人、二十五日紀州衆五六百人ヲ招キ難ニ備フ
	九年	六月十七日	細川・木沢ノ諸家ト和議ナル
	十年	七月二十九日	木沢ノ兵中島ニ現ル
	十一年	閏十月	富田並堺ニ御堂ヲ設ケシム
	十二年	七月十一日	寺内ノ盆踊ヲ停止ス
	十三年	正月六日	顯如生ル
	十四年	六月廿九日	紀伊黒江坊舎ニ実如上人影像ヲ附ス
	十五年	九月三日	堺御堂棟上
永祿	元年	九月十四日	教如生ル
	二年	拾月十七日	武田晴信越中ノ宗徒ト通ズ
	三年	三月十八日	十日間 宗祖三百年忌ヲ修ス
	四年	三月十八日	三河ノ宗徒徳川氏ト兵ヲ構フ
	五年	二月	和泉・紀伊遊化
	六年	二月	三河一揆鎮ル
	七年	十二月廿六日	諸堂焼亡
	八年	十一月二十三日	阿弥陀堂再建ノ工ヲ初ム
	九年	十一月七日	織田信長ニ書ヲ送リ上洛ヲ賀ス
	十年	十一月七日	織田信長ニ軍用金五千貫ヲ寄ス
元龜	元年	九月十二日	信長ト兵ヲ構フ

		元龜	二年	九月	十三日	信長延暦寺ヲ焼ク
			三年	六月	十五日	北国ノ宗徒上杉氏ノ兵ヲ吳服山ニ破ル
				八月	晦日	武田晴信本願ト信長ノ和睦ヲ謀ル
				九月	十日	信長ト和睦ナリ十一月破ル
		天正	元年	九月		信長願證寺攻ム
			二年	二月		紀伊鷺森御坊ニ正殿ヲ造ル
				四月	十七日	越中ノ宗徒糧食ヲ送ル
			四年	六月		信長願證寺ヲ攻メ九月廿九日焼亡
				七月	十五日	信長兵六万ヲ以テ石山ヲ囲ム
			五年	二月		毛利氏糧食ヲ送ル
				七月		織田信忠等紀伊雜賀ヲ攻メコレヲ破ル
			六年	二月		播磨三木城主別所長治本願寺ト通ズ
			七年	十月		荒木村重信長ニ反キ本願寺ト通ズ
			八年	四月		信長和ヲ請フモ之ヲ却ク
						朝命ヲ奉ジ信長ト和シ石山退去鷺森ニ入ル。教如ノミ残ル。
						父子義絶
						教如上人石山退去 諸堂焼亡
			十年	八月	二日	信長殺セラル
				六月	三日	父子和平旧ニ復ス
				六月	廿七日	秀吉石山本願寺趾ニ築城シコノ日初メテ入ル
			十二年	四月	七日	天満ノ地ヲ寄セラレコレヲ檢ス
			十三年	六月	十四日	貝塚ヨリ天満ニ移ル
				八月	廿日	天満御堂石築
			十四年	六月	一日	天満御堂柱立
				六月	二十八日	棟上
				七月	十九日	秀吉大谷ノ旧地ヲ寄ル
			十七年	十二月	一日	

十九年	閏一月	五日	秀吉京都堀川ノ地ヲ寄ス
八月	五日	堀川ノ地ニ祖堂建築ノ工ヲ起ス	
文祿元年	十一月十八日	祖堂ナル	
十一月	廿四日	顯如上人祖忌佛事中歿ス	五十歳
十二月	十日	荼毘	

證如上人日記

天文五年五月一日

從ニ紀州黒江與力衆の中ニ訴訟候。其子細者、去年十八人ニ彼坊之儀馳走候へと申付候。其を愚身申出たる於其儀者不及是非候。彼十余人の衆一向すゑぐの衆なども入候。又長衆なども候へども不入候。爲如何儀候哉。と上野方書状并使七人のぼせ候て申候。○養自軒下向候とて暇乞ニ二百疋持来られ候間織色二貫文一面遣候。○明日の齋者、尾州十六講より頭也。雖然依国物忿難成候とて上野方書礼をのぼせ百疋上候より候。便宜事付なのぼせ候へども、百疋は不来候よし候。

天文五年五月七日

三四日先ニ黒江坊與力衆之中より、去年十八人の衆ニ坊之事可令馳走申付たる事ハ、うえより仰付られたる事候哉。然者及不是非候。若又十八人の衆より申上げニ付な被仰付事候哉。就其御嘆申上べきとの申事にて、惣中より使七人のぼり候ツ。口十八人の衆先々十八人の衆馳走仕候へ共、前住御往生之後四五人ニ被仰付候間、如先々十八人ニ被仰付候を可忝存候よし申候間、国へも相尋候。猶以堅かためして申付たる事候か。爲如何したる申状ぞやと候へば（下文中断）

天文五年十四日

紀州黒江坊十八人の衆より、先度從惣中申候訴訟之儀可申分との申狀あげ候

天文五年五月廿三日

紀州黒江十八人惣門徒衆より使ニのぼり候、人人の中訴訟狀のぼし候、十八人衆のは重
な也。

天文五年八月六日

從尾張国石橋彦三郎、爲始て音信、太刀一腰 馬代千疋并書狀来。又織田藤右衛門子口
壽より始て爲音信、一腰馬代常口とく口無之。從興正寺事つけな口口口書狀口口
十四日二出候。不返礼候也。○下間備中今度中嶋没落せしむる二付な、若加州へ下らん
かと思ひ彼国へ上野狀ニ光応寺へ加判候て下候へのよし申付候。紀州・飛彈国照蓮寺、
又濃州時多郡へも同前の旨をもて、書狀下候へのよし申付候 何も光応寺加判候。

天文五年九月廿九日

從畠山小次郎、爲先度之返礼、書狀并馬代太刀以井口美濃守到来也。三獻にてあひ候。
先度此方より人遣候時も三獻にて彼會候とて候間如此候。初獻愚のそ候之。井口太刀持
参候。又酒中二太刀并口到来候。則返礼遣候太刀也。

天文五年十月十日

紀州黒江方八十人計昨日のぼり、以前十八人の衆と惣中との申事未相決候間、其返事聞
度由申候、又今日文にのせてあげ候。此返事早速に聞度よし申候へども、片一方之儀聞
候ては、難口判候間、然者十八人の衆召上候な。雙方之儀聞候て之儀候間、十八人の衆
召上候はんずる間、今少逗留候へ。雙方相對して之事と申候へバ、申事にハ、一兩日の
糧米用意候て、のぼり候間迷惑に候へ共、今四五日令逗留候はんずるよし申候。
若召上候十八人の衆、遅参各ハ可罷下候。然者惣中へ被仰付候へと申候。それも未相

決候てハ申付間敷よし申出候。四五日と被申候へ共、上下之儀又ハ用意などに付ても、日数可行候間と、上野使申候とて候。

天文五年十月十八日

(前文略す) ○紀州^(黒江)先日よりのぼりて候。人数八十人斗の衆、申事^(は)色々之事候へ共、略之。先一兩日は以身堪忍留^(脱か)候。又十八人之衆二三日ニ上洛延引候て、自此方兵糧可出と申す付候 ○(後文略むす)

天文五年十月廿日

紀州十八人の内兩人^(早か)藤田助左衛門上候間、自先日逗留候、黒江惣門徒衆のうち八十人計の衆対決させ候ハンと思候也。先兩人ニ以周防・能登まへの件の儀共申候。依有上野^(早か)所候事如^(早か)処に更く十八人爲成望儀之由申、丹後申付候折紙^(令)あげ候間、其通惣の衆へ上野此候^(早か)を以て申候処ニ、此申状^(成)ちん^(珍報)はうにて候。十八人の衆成望儀^(テツシヨ)徹所共候由申候間則申候へと申候へバ、不及申^(成)望口^(儀)などと申徹所へ申さず候て、色々此方申事候間、聞分たる由申候間、就其ハ黒江坊之儀、惣黒江衆へ預候。然者十八人之衆ニ相構ふく不可存意恨由堅申出候処ニ忝由申候。又十八人之内兩人にも不成其望通聞分候。又十八人之内坊之儀者黒江惣中へ可馳走申付候間、可成其心得又相構く惣中へ不可存意恨由申候。其後天文三年の日記、座敷立候日記なども上候。又坊の借錢卅貫候つるをも、各の以志八貫文返辨候。相殘也廿二貫候をも、惣中へ申てと申候間申付候。是にて黒江の申事ども相果候也 ○(後文畧)

天文五年十月廿一日

紀州衆上洛之衆^(黒江)八十人坊之儀惣中へ預候と申付也。兩種貳荷持來候。○

天文五年閏十月十八日

麻生與一自紀州丹下方皈候。末一途返事候。惣國以談合涯分可馳走之由候。

是ハ筑前兄弟
成敗之儀也

天文五年十一月七日

紀州衆へ飛脚下。先百なりとも其上にても、爲番早々上洛候へ、又相留門徒衆者、左右次第に可上洛覺悟なされ候へと申下候。又興正寺よりも申させ候。

○近郷衆并久宝寺あたりの衆ニ一戰方ニ可然仁候ハバ、爲番被來候様にと申候へと、光專寺・定專坊二人ニハ近郷之儀申候。慈願ニハ久宝寺あたりの事申候。○小田・加賀知行申付候。○建仁寺如是院領申付候○武家御領所就五ヶ庄之儀、興修理内儀にて如存之由、國より申上候由、興禪軒より被申下候間、修理方へ上野一筆下候。○木澤堺へ申入候。

天文五年十一月廿五日

紀州宮原淨祐、又左衛門太夫ニ以上野申事にハ、以顯證寺・興正寺被申趣申聞候。其子細者 紀州衆五六人申候。此方に自兵糧にても當年作よく候ツる間、可居住由内々所存候由候間、兩人に相尋候へハ、更に如此之儀は、余人之儀ハ不存候、於兩人ニハ不存事候由候。殊紀州之儀も今ハ用心共候。先日番衆のぼせ候事なども、各迷惑にて候つれ共御用心之儀 御機遣共候間、上申候由申候。

天文五年十二月十四日

紀州番衆ニ餅ニテ酒のませことぐく下候。(以下畧)

天文六年四月廿五日

紀州五人方へ人を下。来月自六角使者可來之由候。又爰許雜説など申候間、三百人計可上洛用意候て、重な人下候はん時、必上候へと上野以書狀申させ候。興正寺よりも申させ候はんよし、上野申候間、兎も角もと申候。

天文六年五月十九日

二條殿への返事出候。御領事ハ先日国へ申付候と申候。○法安寺令買^(得か)徳度之儀、木澤方へ以使申候。中坊扱かね候ハレ候。○加州石川郡米富・河原十人衆此三^(奥)与へ去々年分先日上候。請取出候。○紀州よびのぼせ候処ニ、今日はや五十人余上候。五百人計のぼり候へと申候つる間、其内定可上候。

天文六年六月六日

自木澤方薰袋十、薄様ニつつみて来候。京洛より令拝受之由申候。未刻半時計歟ニ江州平井下着候。○今朝^就從平井来之儀、寺内之^内用心町衆・加賀番衆・伊勢番衆・紀州番衆各々以周防与兵庫申付候。

○
天文六年九月六日

從熊野三山衆徒中以書状、彼国湯河、社領など押領候間、可成敗候。然者雜賀衆湯河方へ無合力様ニ加申付由、申候。同雜賀衆へも有状。自此方付候へと申来候。此儀急度以使、雖可申候。先年玉置・湯河爲門徒衆成敗候処、熊野三山より兩人直^{脱字アルカ}候間、自然門前ヨリ追飯候テハ、失面目儀候とて、^(ママ)塚遣。勢州伊澤商人依牢人、塚ニ居住候ニ、則塚材木町にて人の渡候とて持来候。其雜賀への状ニ、以下三^(ママ)郡、自ニ本願寺殿御下之衆^(徳シカ)上爲三山仕立可申候と書候へハ、筑^(前カ)飯事候間、中々の曲事^(ママ)申候。但塚にて備中計儀^(儀シカ)し候歟○ 以下畧

天文六年九月七日

自熊野三山申状不審候間、先商人返候。何様返事重な可申下云て、いなせ候。○二位法印知行折紙遣候。只今毎年代官候間、雖替^(無字脱カ)儀候、申請度由申候條、如此候○就當番之儀、聖徳寺小豆餅二鉢、とりすへ三ツ、荷捶一か来候。

天文七年正月十七日

堺南北十人のきやくしゆ渡唐之儀
相催衆也

より。以木屋宗觀字不
知并

小西宗左衛門五種五荷到来

候。其謂者去年板原次郎左衛門ヲ土佐へ下候へと爲惣中申候へ共、不罷下候間、爲此方申付下候様にと申て候つる間、申付下候。然時ニ渡唐船出来候。祝着之由申て如此候。於寢殿卒度會候綱所にて勸盃候。○就當番之儀、本證寺とりすへ三、小豆餅貳鉢にだる吉荷到来候。○從山中橘左衛門就年始之儀、太刀以同名孫兵衛到来候。そと會候。△彼使喚出時、一腰到来。○堺之使綱所にて勸盃之時申たるとて、上野申様、彼唐船自堺津出之候へバ、其例吉之由候て、来夏のぼり候べく候。然者堺浦には船少も懸候はず候。

即波にて打わり候間紀州に藤白・湊、又一二ヶ所候在所失
念候

此所ハ如何様の大波・大風に

も山きわへ寄候間、不苦候。然者爲紀州へ申付、同かこ廿人云下候へ。此由一條殿此方へ可被仰候。先以内儀自堺申越候へのよし候間、申とて申候。板原材木事申候へ共、只今更無用候間、取上間敷由申候。△返事ニハ云付候まじきとも、申下候べきとも難返答候。紀州へ相尋候て、返事申出候べきよし申候。

天文七年正月廿四日

(畠山小次郎)

(供箭)

自右衛門督祝着之由候。藤井ニ公卿之物にて、盃のませられ候由候。△同所へ就年始之儀、太刀遣候て可然之由候、木澤申て、彼方調之遣たるよし候。同祝悦之由候。○自江鷗軒方就年始之儀、樽井還住馬・太刀・祝着之由返状候。○先日堺客衆中申候通、紀州へ相尋候へと申付候。○廿二日ニ平井使近藤申とい云候。自六角尾張国へ使下候。伊勢とをりに越候ハンほどに、渡などの儀おも無案内候間、長嶋井柳堂へ申付候てと申候つる。此段申懸事候間、不乃免角之儀可申付候。但彼国之儀不知案内候へ共、承候通可申下前之由返事候。○山中藏人へ就年始儀、三種・三荷遣候。

天文七年二月五日

前文畧。

○自紀州先日申下候、唐船事之返事候。其旨ハ各警(固)護之儀候。迷惑候へ共、一條殿より

被仰候。殊にハ堺衆など被申儀候。涯分可致警固候。船子之儀彼国にハ大船乗候者なく候。小船計候間ゑし候まじきよし候。△右之申通堺へ申越候。(先月十七日條参着)

天文七年七月廿七日

畠山尾州へ爲音信當年始也以一札・一腰・三種・五荷遣候。使麻生也。又備中事無許容様に

申候。○丹下へ爲音信、一腰・絞十具以一翰遣候。取次美濃也。○細川次郎右馬頭子息へ久無音信之條、以書狀一腰・三種五荷遣之候。取次左衛門太夫也。是も麻生して遣候。○紀州門下中へ、先日此方雜説於、決定者後卷ヲすべきよし請乞候間、其感狀聽而認候へ共、武士へ音信故延引候。仍只今下候。周防・兵庫書狀相添させ候。○明日爲頭料三百疋辻、放出、沢上江、善源寺より来候。○又自頭人曰米壺石、今夕来候之由、廿八日云候。

天文七年八月三日

鳥居小路今朝上洛候。輿にて送候。此故者就今度越前国氣比遷宮門跡御下向候。就其役者サトソウガウト号に被仰付候。重所勞之條可令固辭之由候。然為?先上洛候。○從高野山内成佛院上人、加州末寺等の之儀無依違之様可申付之由、以一札被申候。使僧有之。彼末寺ハ宮越ニ五ヶ寺有之、寺領ニ申事無之由候。此成佛院ハひじり方の上人也。衆徒はひじり方と有之由候。

天文七年八月九日

前文畧

○高野成佛院へ返状遣候。又爲返綿三把、杉原遣。仍加州宮腰末寺事、今度不慮出来候て、雖末調候、不可有疎意之由申候。

天文七年八月十三日

前文畧

○自紀州門下返事候。

天文七年八月十四日

從湯河宮内小輔以書狀、就尼子出張 尾州被出候間、彼人も可上洛候。然者得指南候ハ
んよし申候。(下畧)

天文七年八月廿九日

湯河宮内小輔へ返狀出之候。○從江沼郡天文六年分百貫文先渡候殘、則可來之由候。此
錢五十三貫文九月廿一日二揚之。○從南禪寺當年之礼として扇_世十帖_廿以使僧到來
候。

天文八年十一月十九日

從堺唐船客衆中、書狀并小西宗左衛門一章到來。其仔細者彼舟紀州ニつなぎ置候処、自
畠尾・^(畠山尾張守補長)彼湊へ此舟者有仔細條、聊爾不可出之由、彼申付之処、彼面之返事ニハ、湊事候
間、舟之出入有之事小條、難相押候。然間尾州之以人数警固させられ候へ。客ハ不可存
之旨、令返事由候。然者舟事可乗上覺悟候。自然門徒衆等、不可出之由申候て迷惑候間、
門下衆、何方も不存之様ニ申下候てと申候。△即返事ニ様躰紀州へ尋て可令返事之由申
遣候也。△右之趣紀州へ書尋候尋候。

天文九年九月十九日

中坊へ綿十把_{先度來臨之時被調一献候。其返也}以一章遣之。從高野成佛以一章、大繪_{孫若}二幅一對來候。金
剛長頂寺_(マ)爲使來候由候。取次光頼也。此使ハ今堺之末寺ニ住居云々。宗躰ハ鎮西之由候。
黒衣也。ゆうの開山こして萱を結て住候。依之萱堂ト申由使申候。

天文九年九月二十一日

高野成佛階使金剛頂寺ニ以一献會候。敷居之内へ喚候。取次光頼即相伴せしめ候。

天正九年九月廿二日

高野成佛院へ返状遣之。

天文十一年七月二日

齋相伴自光蓮寺方十六人、自高野四人来。△爲志光蓮寺百疋。又高野より志廿疋。頭料昨日三百疋来了。△風呂雖可焼之由候、去廿八日風呂有之間、先延引之。

天文十二年八月三日

從細川次郎出張同四郎以書状、出張事被申也。又二ヶ條

一、和泉紀伊一事揆可起之、其時此方へ何事有之時、不相押樣にとの事。一、近所陣取候

者兵糧不辦之間物借慶之由事。○讃岐香西へ、返礼以一札遣之。

證如上人書札案

天文七年八月七日

預芳簡候。殊一本十帖送給候、祝着至候、次加州事、今度不慮之子細令出来、雖未相調候、示給候通不疎意有可候、又兩種推進之候、述祝詞計候、猶下間左衛門太夫可令申候恐々謹言。

同九日出之

八月七日

成佛院回報

天文七年八月廿八日

芳札之旨爲悦候 仍就尾州御進發之儀、可有御出張之由候、珍重々々定可令達口意之條
勿論候、連々對門下中、無御等閑之段祝着難申述候。彌預御入魂候者本望候、猶期後音
候、恐々謹言

廿九日出之

八月廿八日

湯河宮内小輔殿 回報

天文十六年九月五日

厚様

就雜賀之事示預候、國中相催之由風聞候、然者彼庄之儀難申付候、可在御分別候 委細
高畠甚九郎可被申候、恐々謹言

同日出之

九月五日

右京太夫殿 進覽之候

私心記

天文元年十月二日

於南方ニ木澤衆ヲ追散云々。紀國衆出テ追候也。

天文四年六月十七日

雜賀衆三百人計上候。○太夜アリ、如例年。雜賀衆ニ御堂ニテ御酒被下候。

天文四年六月廿五日
紀州衆五六百上候。興正寺被上候也。(連秀)於御堂、紀州衆ニ御酒被下候。

宇野門主日記

一、鷺森日記 旧題天正日記 正月己来

天正十年正月廿二日

岸和田城佐兵衛位殿より、當春之ノ爲御礼、太刀一腰、鞍貳懸、鴈一、鱈五被進之畢。
御返礼被遣之。少進安土へ罷越ニ付而宮内卿奏者仕畢。(織田信張)
(間頼義)

天正十年正月廿三日

土橋若太夫ヲ於橋ノ上討果。
若太夫子供五人彼構へ取籠、近付衆思々ニ集ル。又鈴木孫一ヲ始テ、兵太夫・小左衛門・幸佛此衆一味也。此三人方ヘモ近付集ル。若太夫子供ノ方ヨハキニヨツテ、彼構ヘモ押寄テ鉄放軍アリ。(砲)御門跡ヨリ雙方ヘ種々理共雖被仰聞、孫一方ノ衆同心不申。然処、御朱印ヲ仰付テ、若太夫一類小倉監物御成敗云々。條々仔細等在之、平・平次(成福勝)二人ハ懸落。其後又泉職坊夜中ニ紛出タルヲ、泉州衆寺田又右衛門於陣所討捕之。今一人コレも懸落スル也。くす千代ト云末子一人構内ニ在之。其後御門跡ヨリ以御扱、二月八日城内ノ者共悉罷出。跡ハ放火。

天正十年正月廿六日

刑部卿・主馬（下間頼康）自俄（川那部主馬宗甫か）罷アガル也。土橋若太夫鷺森相（ママ）強二付而也。

天正十年二月八日
土橋城内ノ殘黨扱にて退城。跡放火。

天正十年二月十日
左兵衛佐殿之陣所へ、三十郎殿御越。即左兵衛殿へ御朱印ナサル、也。門跡氣遣様二トノ御文躰也。根来寺衆へ一通ニ御朱印ナサル、也。これも様躰同様。

天正十年二月十三日
左兵衛衆・鈴木衆二千計湊面へ打出。
同日、左兵衛殿へ十種十荷代ニテ二千足被遣之。御使河野越中。根来寺在陣衆・泉州武士衆樽代被遣之。鈴木指圖次第也。

天正十年二月廿二日
野三十。紀三井寺見物。舟にて各同船にて罷越了。

天正十年二月廿三日
左兵衛佐泉州山口根来寺ノ辺まで飯陣。

天正十年六月二日
朝食、泉州岸和田城蜂屋兵庫助振舞被申云々。（頼隆）彼御渡海ノ船百艘、紀州五搦中より馳走申也。（以下畧）

天正十年六月三日夜
鈴木孫一入城ヲアケテ岸和田城罷退。

天正十年六月四日

ハジメノ骨張衆悉罷出テ、早天ニ鈴木城ヲ放火。ソレヨリ兵太夫城トリ巻テ、兵太ヲ討果了。同日小左衛門・幸佛兩人ノ城へ取懸放火。此兩人ハ内々扱アリテ命ヲバたすけ置也。今ハ鈴木孫一ト一味ノ骨張人数多有也。

天正十年十月十六日

前畧

九月廿四日

一、根来寺惣分へ御一札アリ

泉職 枚坊兩人ノ調此方ニテハ土橋平丞取次ヲ申也。

肴三種

ソウメン二千把 柿二千・昆布

大樽百荷。使者

宮部一兵衛

刑部卿ヨリ書状遣之。

天正十年十二月四日

前畧

一、先日此方ヨリ根来寺惣分へ御一札在之。就其、惣分よりとして、篠本坊、九月廿七・八日ノ比、鷺森へ来臨。御対面アリ。泉職坊ヨリ宰相、杉坊ヨリ太夫来。これはまづく泉州路次異儀ニトノ高札ヲ立申ニつきて、御案内也ト云々。御返礼ヲバやがて態可申入由也。此分ニ候つれ共、泉州佐野ニ在住ノ足輕衆同心不申。路次不通也。

天正十一年四月

一、根来寺惣分トシテ、泉州路次明申ニつきて、両法印泉州迄罷越^出由。案内ニつきて、

當国^{よりほか}□□□□檢使罷出。こなたよりは宮部一兵衛遣之。即泉州所々ニ高札ヲ立置トイヘドモ、此比一揆等蜂起、彼是ニ付而とおるもの無之。

前後不論思出次第注之

天正十、九月廿四

一、根来寺惣分御中、泉職坊へ。刑部卿書状遣之。肴三種

サウメン千把 コブ・カキ。

大樽百荷。

宮部一兵衛

使
寺内下野法橋

天正九、十二月十八

針阿彌高野表へ信長爲御使下向。就其、御音信御書被遣之。銀五枚。使、藤八左。鈴孫取次。

一、御門跡大坂退城之後、雜賀衆大坂加勢可有停止之由、信長公より切々被仰越了。其才覺此方より切々有之。七月中旬ヨリ大坂ヲ可被明退之段、必定ニ相キハマル由也。

其通、勅使近衛殿へ御申入候但ハヤ大坂ヨリ、直ニ勅使近衛殿へ御約束ト云々。シカレバ加勢停止之儀モ、はや

くいらぬ段ナリト云々。七月十九日近衛殿へ、右之趣御書まいる。白糸五斤盆。使、寺相

一、高野表御行之時、御朱印ナサル、爲御礼、金二枚御進上。此被露状、左兵衛佐渡へ、アテ所也。又左兵衛殿へ、眞盃(盆か)一被遣之。式部卿法印へ銀子五枚。天正九、十二月

二十四日。使鈴孫也。

一、泉州路高札之儀、同心申さるゝ御礼、金一枚私ノ高札也。蜂兵へ、天正九、十二月二十四日、使同、津田左兵衛殿へも同前。これをハ高野表在陣之時被遣之了。

顯如上人員塚御座所日記

貝塚御座所已来注之 天正十一曆七月四日

天正十一年七月四日

七月四日ノ午刻紀州ヨリ御門跡ヲ始申、御女房衆悉御船にて泉州貝塚へ御上著。御開山無御慈御渡海。諸人群衆難有由申所也。雜賀衆二是迄送申タルハ、

平太夫・龜太夫・明道・船頭さくの介。嘉詳寺迄ノ衆

刑部介・刑部 即刻爲御案内。筑州へ圓山内匠助御使ニ被遣之。

筑前へ御書、折節上来由ニテ、大樽十、御音信也、浅野弥兵・石左吉・羽柴美濃守・羽柴久太郎(堀秀政)伊ツレモ御書、音信ハ無之。

浅弥へハ銀五枚、頼廉書状ニテ被遣之。コレハ此己前可被遣分ニテ候つれ共、他行ニ付而相延、此度ノ御音信ナリタル也。

岸和田中村孫(二氏)平次へモ内匠ノボリカケニ、御案内トシテ罷越、頼廉ヨリ折紙遣之。筑州ハ六月十日比歟播州へ下向。下旬ニ至テ飯路。すぐニ大坂ニ逗留云々。今日ノ使者今夕堺迄罷越、明日大坂へ可令参着分也。

天正十一年十月廿二日

一、廿二日歟根来寺惣分より大樽廿荷、肴三種こぶ・こんにやく・ひけこ柿、使ハ右筆トテ良永。一段ハシリマヒノ人也。織色ノ小袖ニ直綴ヲキル。御門跡様御對面、御さかなニ獻・サウメンアリ。御相伴主水・刑部卿。

同日新門様へ惣分へ御礼三百疋。これも御對面。御くぎやの物にて御盃まいる。御相伴同前。

天正十一年十一月十八日

天正十一年十一月十八日御書ノ日付也。

一、紀伊国奥郡湯河中務大輔直春此頃御無音也。泉州へ御出に付而御音信なさるゝ也。まづ、當年年頭之祝儀一腰千疋。息次郎太郎元服ノ祝儀、鳥目五百疋。コノ元服ハ去年之時分也。又次郎太郎へ御書。一腰五百疋。元服之祝儀也。使者宮部一兵。宮一度大形之御影様紀州御坊へ御下向之。松江源三太夫罷上。

天正十二年二月

一、此比根来寺、雜賀成敗之由有之。諸国人数三月廿日已前ニ大坂へ罷越云々。三月廿七日執之由申也。又ハ其内トモ申、説々不同也。根来寺よりハ懇望。但泉州知行方

ニ付而望有之。筑州御同心アルマジキト云々。就其、當寺之儀、彌堅可被仰付候通、以御使被仰越也。覺ノ一書所持。三月六日寺内若狹・圓山内匠兩人被遣之。淺弥兵方ニ様躰能々可致入魂由被仰含之。筑州へ御書、御音信大樽五ツ、淺弥へモ御書き、これも大樽二歟。

天正十二年三月十八日

雜賀衆船手陸路ニ岸和田城表へ打寄。船手ハ大津迄相働、陸路ハ大津之下迄相働也。岸和田城ニハ人数不出。加勢衆も城際へ一所ニ陣取。但又力塚へハ人数入置ニ付而不放火。當国所々放火イテ、諸勢佐野辺へ打入者也。根来寺衆相働ベキ由申也。但説々不同。十九日・廿日両日ハ雪降故ニ人数相働云々。

天正十二年三月廿一日

船手百廿艘斗陸路一同ニ上口へ罷上也。堺ノ湊迄。岸和田請手ニハ土橋平丞兄弟兩人物主トシテ四五千斗有之。然処岸和田城中より打出きリカゝル処ニ、四時分ニ、雜賀衆敗軍。上口へノボリタル人数モ打飯所ヲ又懸合。先勢ヲ追崩。数多討捕己上。岸和田へトリアツメタル首七百六十九ト云々。此外所々ニ討捨アリ。根来衆も罷立テ、半分過ハ根来寺法師ノ領也。下和泉ノ一揆ノ所在、小木ト云所ニ、鳥羽・中村シヤクゼン寺（積善寺）などいふ所ノ城、イヅレモ落城悉放火。畠中・澤此兩所ハ、在所ハ悉放火候へども、城ヲバ相掬了。其日翌日廿二日ノ間ニ根来寺衆・雜賀陸路ノ衆悉罷下云々。船手ノ衆ハ相殘。廿二日晚岸和田表へ打出、やがて佐野へ打飯也。重而根来寺・雜賀衆不及相催。但佐野ニ爲番手少々有之。云々。

天正十二年霜月一日

濱ニテ雜賀ヨリノ商船ニ、岸和田衆存分アリ。御中間助衛門鉄砲ニアタリ死。コレハ時ノ仕合也。

天正十三年三月廿日

根来寺雜賀爲成敗、秀吉御人数、今日先勢出陣。又カズカニ羽柴孫七郎陣取。其外所々ニ陣取あり。

天正十三年三月廿一日

秀吉出馬ニつきて新門様大津迄爲御迎御ノボリ。又リ輿御兩所。刑部卿・少進・民部卿ヲハジメテ侍衆已下御供。下間名字ハ三人也。御門跡様ハ御不例ニ付而御出無之。御三所ヨリ秀吉へ、御太刀馬代。大津ニテ御見参。秀吉ハ半時岸和田へ御入城。多勢驚目訖。廿一日秀吉御着陣。虎口ヲ被見廻。千石堀ト云城ヲ乘崩畢。城内ノ根来衆悉討果、火ヲ懸訖。責衆モ数多死。同日入夜、畠中城自焼シテ悉取退畢。これハ百姓持タル城也。山ノ手ニシヤクゼン寺ト云城、これハ根来衆ノ城也。これハ責衆不及打寄。浜ノ手ニ澤ト云城、是ハ雜賀衆ノ持タル城也。廿一日責衆ヒタト壁キハへ打寄テ、城内ヨリ鉄砲ニテ数輩手負ヲ射出也。

天正十三年三月廿三日

澤ノ城拔にて落城放火ナシ。同日秀吉根来寺へ御陣ヲ寄ラル。寺衆悉逃去。先勢ハ雜賀へ入。即本陣スハル。今朝岸和田城より秀吉之打出之時、路次へ新門興門御出向ナサレ、秀吉御見参。御菓子ヲ被進也。やがて其跡ヨリ秀吉へ進物ヲマイラセルベキニ付テ、御兩所様シダチノ岡田ニテ御船にて御座候へ共、秀吉根来寺ニ御陣スハルベキ由ニ付テ刑部卿ヲ御本陣へ被遣、御兩所ハ御飯也。内々ノ御心持ハ、やがて秀吉岸和田へ可有御飯城之條、佐野辺にて進物ヲマイラセルルベキ由候つれ共、筈チガヒテ無其儀也。今夕入已前ヨリ、根来寺ノとをリ焼。煙立テヨリ、其夜大焼。天力ガヤク也。根来寺放火。雜賀モ内輪散々ニ成テ自滅ノ由風聞アリ。慥之注進いまだ無之。

天正十三年三月廿四日

一、廿四日已刻雜賀御坊より注進有之。鷺森寺内・宇治・岡無別儀、湊・中島一円ニ放火、其外在々所々ハ、半分・三分ニ程ツツ何レモ焼了。秀吉御人数乱入ヨリ已前二、

在々所々にてソレゾレニ内輪相破テ如右云々。

廿二日ニ、岡ヨリ湊へ取懸テ、鉄砲ヲイカケ、ソレヨリ大破ニ成テ相果由候也。兼而秀吉御家中へ申談。此節色立仕タル也。土橋平丞舟にて土佐へノク由申。湊州も其舨也。船あまた乗沈人多死タル由申。

一、根来寺ハ放火アルマジキ由候処ニ、イヅクトモナク所々ヨリ焼出テ、悉々相果訖。時刻到来勿論也。

廿四日粉河寺炎上。奥郡湯川モ白檜トモ国衆令謀反、船ニテ取退（云カ）湯川也。

天正十三年三月廿五日

秀吉今日雜賀へ御越。紀三井寺其外見物可有之由申来。

天正十三年四月二日

重而刑部卿、秀吉へ先日之御礼トシテ雜賀へ下向也。水風爐ヲ被信之。

天正十三年四月三日

今日雜賀御陣爲御見廻、新門様・興門様御発足。同四日申刻終。土橋平丞城内にて秀吉御見参。御さかな御酒まいりて、種々御雜談あり。大名衆も各可然馳走被申由申来。新門様より徨々皮一枚・道服二・銀五十枚。興門様より縮世端・瓶十対。五日六時分御皈寺。一段可然御仕合也。

天正十三年四月十三日

中村孫平次へ御音信。小袖三・馬・樽三。紀州奥郡ニ在（先カ）懸已来在陣ニ付而ハ被遣之。御書あり。使番衆。刑部卿よりソヘ状。

天正十三年四月十七日

雜賀にて、秀吉御陣を御身廻トシテ、三介殿御とをり也。興門様當寺門外於途中御一礼あり。御門跡ノ御名代なり。三介殿馬上也。下馬アリテ御礼儀在之。昨日平野より當国

又力塚二御とまりと云々。

天正十三年四月十八日

徳川息義伊殿、重吉御陣御見廻ノタメニ、雜賀へ御越也。石伯モ供ト云々。

一、泉州シヤクゼン寺ノ城ト云ハ、今度根来衆ノこしらへテ持たる城也。昨日十八日ニ美濃守殿より被申付。還俗シテ、則美濃守殿へ奉公可申と存ずる衆ハ、昨日魚ヲくい出家ヲおちたる也。又出家ヲトグベキトおもふ衆ハ、餘所へ散タル也。面々ノ氣マカセニ成タル也。今までハ生涯サセラレン歟ト思テ、案シタルニ無其儀。明廿日彼城ヲ可被破云々。

一、雜賀ノ太田ニ楯籠タル者共、四月廿一日水ゼメニセラル。水ヘアタケ舟ヲ入セメラレタレドモ、堅固ニ相抱、船中ニ手負共出来テ無其由。廿二日ニ皆佗言濟テ、五十人生涯サせられテ、其外ハ悉タスケラル也。女子供ハ廿二日ヨリ城内ヲ出テ、主ガマニ行也。廿日ノ間ノ食物ヲ、面々ニ取テ出ヨト下知ニテ、各其分也。道具共ヲモ悉取テ出タル也。鉄砲筒・腰刀ヲバ悉トラレタル也。

天正十三年四月廿三日

城内ノ者共悉罷出了。此佗言ハ連々蜂須賀彦右衛門御使ヲ申サレ、ツキニ其旨ニテ御免アリタル也。

天正十三年五月三日

今度雜賀ノ破井奥郡湯川没落ニつきて、秀吉ノ御人数、令乱打入了。由良寺放火ニテハナケレドモ、衆僧モ寺ヲアケニゲチル。濫妨人等打入テ、寺中退転之式也。

天正十三年十月十五日

一、飛彈国三木御成敗。秀綱兄弟二人生害。入道自綱ハ存命。九月也。

當国ハ稲葉勘右衛門存知之。越中国佐々内藏助ハ小者一人ノ跡ニテ在大坂。土州長曾我部ハ父子御礼ニ罷上リ、十月廿日比叡国。紀州湯川降参申、美濃守殿へ與力シテ

和州ニ有之。

三、雜記

紀伊国由良寺

旧題 顯如上人員塚御座所雜記
天正十三、三月下旬 羽柴秀吉
諸卒乱入悉打破畢

開山ハ法燈国師、寺号興國寺、山号鷲峯山。十塔頭ノ所ナリ。寮ニツ・三ツ・四ツ在之。
長老ノ塔頭ヲバ靈洞院ト云 寮ヲバ富陽軒ト云。

關南 第一 禪林

横額ニ此分アリ 聯^レ季^キ断^ン レン歟ヨク不覺

此額ノ筆者 宗聯書之 トアリ

額ノ多キ寺ナリ 澄靈 ト云額モアリ。

天正十一、三月廿一日 興門御參詣也

天正十三載三月廿三日ノ夜 根来寺炎上。

廿四日粉河寺炎上 人数コサヌ己前ニ、五人シテ
焼立タルト云々。自滅也。

右ノ起ハ、此両三年根来寺法師並泉州下郡ノ一揆、紀州雜賀衆等令一味、信長公生害ヨ
リ以後、守護ヲソムキ、岸和田城ト度々及合戰。羽柴秀吉天下ヲシリ給ニ付テ、去年春
可有成敗由在之。然処尾州表ヘ、三州之徳川家康・三介殿一味トシテ出張、先々東国ニ
ヨッテ、南方表ヘ手遣延引。秀吉尾州表在陣ノ内ニ、根来・雜賀一味ニ岸和田表ヘ取懸
也。三月廿一日即時ニテ敗軍、数輩死。

當年三月廿日先勢泉州へ陣取。廿一日秀吉出馬。廿一日二日兩日ノ間二、泉州表ノ城五ヶ所落居。廿三日ニ秀吉根来寺へ御陣替。根来法師共ハ、御人数不越已前ニ悉逃去。寺ヲバ放火アルマジキ由候つれ共、時刻到来歟、廿三日夜所々ヨリ焼出、大傳法院ノ本堂バカリ残テ、悉焼果了。坊ハ八十バカリ残ル也。老僧衆五六十人経惟ヲきて焼跡へ出テ、秀吉へ理ヲ申処ニ御免アリテ、結句不使ナル由ニテ、食物等アタヘラレタル也。

己来ノ堪忍料ヲモ可被仰付歟ト風聞アリ。

今度根来寺法師難儀シテ、覺鑲ノ前ニテ御闌ヲ取タル時、御戸ヲヒラキ見ルニ覺鑲上人ノ土像ミエズ。衆徒コレヲミテ驚チリヂリニ成タルト云々。近年根来寺法師弓箭ヲ本ニシテ無道無正躰式也。

傳法院ノ本堂ノ本尊ハ、阿弥陀仏三尊。後鳥羽院御影アリ。繪像ナリ、本堂ニアリ。大門ノキワニアル池へ身ヲ投タル衆徒一人アリ。

大傳法院ノ本堂一字残ル。不思議ト云々。其キワニ多宝塔残ル。一切経藏残ル。但經ヲハ取散也。弘法大師ノ御影木像残ルト云々。二間計アル大劔残ル。但堺へ買取タル者アリ。谷々ニ死タル法師モ少々アリ。馬多死。谷へ落テ死タルナリ。覺鑲上人ハ高野法師ナル力、不動ヲ盜テ^{根来}高野寺へハシリ入ラレタル時、高野ヨリ追懸タレバ不動ニ躰アリ。一躰覺鑲上人ナリ。キリニテモミテミルニ、イヅレヨリモ血タル也。此不動ヲキリモミノ不動ト名付ル也。座像也。此堂今度炎上。不動不滅。覺鑲ノ像ハ池ノ中ニアリテ、後ニ取アゲタリト云々。覺鑲ノ御影堂ハ炎上。又アヒ^くニソトシタル堂、又鎮主ナド少々残リテアリト云々。

同九日傳法院ノ本堂ヲクヅサルヘキ由アリテ、番匠七十人ハカリ来。ソレヲミテ、最前命タスケラレタル法師ノ内七人池へ身投。追々卅五人死了。

又云彼本堂ヲバクヅサレテ紫野ノ惣見院へ寄進云々。事外ケツコウナル堂ナリ。大引物アリ。千人シテオロスベキ歟ト也。此オロシヤウ少々ニテハ成マジキ也。ワクヲサシ、色々ノタクミヲシテオロスベキト云々。此堂ハジメハソノマヽオカレ、老僧トモノ咎ナキ衆徒ヲバ百人斗モ、ソコへ寄タル分ニハ飯米ヲモ給ル分タリシ。サレドモ千今儀平タテヲスル族モアル歟ニ付テ、一円ニ寺ヲタヤサルベキトノ心歟ト云々。老僧ドモ卅五人身ヲ投、残ル分ヲバ高野へ被遣云々。堂ヲクヅサルニヨツテ老僧ドモハ身ノヲキ所ナ

キマヽニ身投躰也。但又此ウヘニハイキテイラ(レ脱力)又ト心得テ果タル衆モアル歟。
一、高野法師ノ鉄砲筒ヲ悉被召寄。向後當山ニ可有停止云々。
近年根来高野ニ弓箭トリタテヲ仕り、不似相所行故、如此之儀出来トイフ沙汰モアル也。嵯峨天皇御宇ニ綸旨ナサレ、高野山ヘ御寄進ノ所、フルキ文證出来。弘法大師ノ御朱印等アリ、其旨不可有相違云々。奥郡ノ内両郡永寄進。大塔奉加ニ一万石、木食(成其)ニ被遣之。又近年高野法師押領之地九千石余在之、コレヲモ大塔造畢ノ間ハ御用捨云々。

證如上人方々へ被遣宛名留

天文年中

○ 往復書札禮

一、湯河宮内少輔

本願寺まいる

御宿所

光春

有裏付

恐々謹言

湯河宮内少輔殿

御返報

恐々謹言

○ 奉公衆ノ位也

顯如上文文案

(紀州門徒ニ出サレタル分)

紀州門徒中文案

今度三好彦二郎生害につきて、阿波淡路之儀、安宅より申来候、殊最前雜賀誓詞之旨等、其分別肝要候、此表大敵狗一大事之刻に候、漸藝州並東北出勢之筈に^(か)も云々相違候ては、連々報謝不可有其曲候、城之相つゞき候様に各談合頼入候、委細之趣印判折紙に載之候、就中毎度申下候不珍候へ共、老少不定のならひなれば、急信心決定候て、往生に無疑やうに、つねく其嗜ありがたかるべく候、穴賢々々

正月十九日

顯如御判

紀州

坊主衆中へ
門徒中へ

紀州三ヶ郷門徒中宛文案

今度依各忠節早々届本意事、誠可謂佛法再興、彌馳走此時候、たとひわたくしの遺恨等在之とも、万端此度之儀者、聖人へたいし奉り、報謝之思をはげみ、一味同心に申合、国之儀堅固に候はゞ可爲本懷候、就其一念にもろくの雜行雜修の心をふりすてゝ、彌陀如来後世たすけたまへと、申さむ人は、必々極樂の往生は一定にてあるべく候、此ありがたさには、行往座臥に念佛申され候べく候、佛恩報盡のつとめになるべく候、何事も今生は一旦の事に候へば、能々心得られ候て法儀たしなまれ候べく候、猶刑部卿法眼可申候也。穴賢穴賢

正月廿四日

顯如御判

紀州三ヶ郷門徒中へ

宛名 缺文案

就爰許忿、番衆之儀申下之処早速被差上候、一段難有候、隨而此方可破却之造意、法敵言語道斷之次第無念至候、當宗既滅亡此時候歟、就其門弟之輩、此度不殘一人被抽報謝之志、抑開山之一流彌繁昌候様聊無油斷各被申合、可有馳走事肝要候、しからば往生極樂之本意、更に不可有疑候、猶此仁申合候也、穴賢々々

正月廿八日

顯 如 御判

紀州坊主衆門徒衆宛文案

今度泉州へ敵手遣之儀につきて、貝塚へ取こもり候雜賀衆無事に打入由 高名之至候、根来寺之儀如何候哉、爰元色々雜說候間、輿力^(カ)之儀無心許候て此兩人差下候條、委細可申傳候、此方無人に候間、そこもの跡見合鉄砲衆待入候、岩屋番手之儀肝要候、猶刑部卿法眼可申下候也 穴賢々々

二月十八日

顯 如 御判

紀州坊主衆中へ
門徒衆中へ

紀州坊主衆門徒衆宛文案

其方之儀千萬無心許候、事外煙みえ候間氣遣きはまりなく候、西光寺を差下候、此分に佛法破滅候候べき事あるまじく候、よろづ一味同心に申合、抑於安心之一儀者、更なへの造作もなき事に候へば、無油斷其たしなみ肝要にて候、各晝夜の氣遣、辛勞推量候、此たびの儀候條可抽粉骨之事專用候、此旨惣中へ披露候べく候、穴賢々々

二月二十五日

紀州坊主衆中へ
門徒衆中へ

顯如御判

六
紀州門徒惣中宛文案

態染筆候、仍藝州海陸出勢、火急に付而、兼て申ごとく、早々紀州警固、至岩屋打渡其
働肝要候、羽柴播州に在陣之处、国衆数多心替之條及難儀由候、此砌手前おそく候へば
無由候、萬事をさしをき岩屋着岸、可喜入候、猶刑部卿法眼可申候也、穴賢々々
三月十一日

紀州門徒衆中へ

顯如御判

七
紀州門徒惣中宛文案

當寺長々籠城につきて、萬事不如意之式候間、近比無心之至耻入候へども、此折なし
やうの懇志をもはげみ、諸城兵糧つゞき候様馳走頼入候、當國門徒之儀者、毎度一戦に
粉骨をつくし、無比類上に又かやうの事まで痛入候へども、ひとへに聖人の御素意に可
相叶候間、随分く此度退屈なく報謝之心懸難有候、それにつき西光寺差下候。將又佛
法之一儀、無油断能々嗜候はんずる事、肝要候、もし不信にて命終候はゞ、永世可爲後
悔候、其心得をなされ候べく候、猶刑部卿法眼可申候也、穴賢々々
三月十一日

紀州門徒惣中へ

顯如御判

紀州門徒惣中宛文案

今度毛利番海陸出勢につきて、中国衆・奥紀州衆、喧嘩口論等於仕出者、佛法の一大事に極候間、理非にたちいらず、紀州衆可爲曲事候、しからば不可爲門徒候、又紀州うちはおみて、及喧嘩口論者、両方共に可爲曲事候、是亦不可爲門徒候、此節之儀、互に万端致堪忍遂本意候様、忠勤之心懸可爲報謝候、度々申下候至岩屋警固、何時も可差急候事肝要候、猶刑部卿法眼、可申候也、穴賢々々

(天正四年)

三月二十二日

紀州門徒惣中

顯如御判

九

紀州門徒惣中宛文案

今度藝州諸警固漸待付候處、泉岩杉間之儀扱之子細難調之由候、此段無曲候、爲藝州衆於皈陣者、其以後當寺、何事^(方か)を可頼入哉、然時は佛法破滅より外は無之候、一大事の始末にきはまり候、信長此表へ働之儀は、又何時も可有之、其節無後悔様、思案肝要候、但藝州警固皈国候ても大敵を可相支行司在之哉、無遠慮に候て及難儀の砌、何かと馳走せられ候とも、更不可有其曲候、泉岩杉間之儀両方互堪忍せられ後日之勝をとられ候て、寺国共長久の基歟、己^(ママ)後の屈に染筆爲使宰相上座差下候、猶刑部卿法眼可申候也、穴賢々々

卯月十五日

紀州門徒惣中

顯如御判

一〇

紀州坊主衆門徒中宛文案

從去年、信長可有表裏と令覺悟候条、今更不警候、然共各依油断當寺相かかへがたく候、一流破滅此節相極候、委細申含兩人に差下候、有志衆は一味同心に申合、急度馳走候者可爲佛法興隆候、舟手の儀肝要候、無油断調談專一候、いそぎ候間不能詳候、猶相含兩人候也、あなかしこく

卯月十八日

紀州

顯如御判

坊主衆へ
門徒中へ

雜賀門徒惣中宛文案

今度雜賀表信長着陣之時、中野在陣衆敵同心之儀、言語同断次第候、乍去翻心中、向後聖人之御味方申、可抽忠勤由申輩者、此度之儀可令赦免候、猶敵心不相止類者、法敵勿論事候間、爲惣門徒中堅可申付候、猶刑部卿法眼可令演說候也、穴賢々々

(天文六年)
五月二日

顯如御判

雜賀門徒惣中

紀州惣門徒中宛文案

今度隆景覺春着陣、上月城難儀におよび信長後詰之儀につきて、雜賀鉄炮多人數可罷立由、先日請乞神妙候、さりながら干今延引油断候、然処先日上月表へ差下候使、今日皈寺候、藝州陣一段堅固之由候条、尤大慶候、片時も此砌、早々可有渡海候、此たび一廉の手合候はねば、向後藝州へたいし、失面目事義絶之基候間、早速手合之儀佛法再興不可過之候、各馳走此時候、猶刑部卿法眼可申傳候、穴賢々々

五月二日

紀州総門徒中

顯如御判

一三

紀州惣中宛文案

今度者別而面々こころざしを上げまし、早々馳参御番中によて、信長自身懸向といへども、差働なく剩及一戦、敵失利引退候訖、雑賀之輩或は討死、或手負不惜身命事たぐひなき忠節感入計候、聖人へ報謝不可過之候、これに付てもみなく佛法に心をとどめられ候べく候、人間は老少不定の界、出いきは入をまたざるならひなれば信心決定に候て、極樂の往生をとげられ候べき事、ありがたかるべく候、會合を付、さいく法儀之談合候て、無油断可嗜事肝要候、將又動は爰元なにごと雑説候外聞実儀、殊更當時は敵方のきこえ且は雑賀のなをりにて候、且佛法世間につきて、不可然儀を聞及候はゞ其由を可申上候。こなたとしてせんさくすべく候、先年兩使を下して委細申きかするにつきて、堅請を申候間、於雑賀衆者、ちがひあるまじきと思ひ候、もしく向後當寺にても、在々所々にても自由之企をする族聞つけて、可申上事、可爲忠節候、何事もわたくしの分別として取沙汰する輩たとへば當寺及難堪時分成共其番衆に参事停止にて候、なへの忠節を仕候ても、下として上儀をはからひ候たぐひは、不可爲門徒候、此通惣惣中へ披露候べく候 穴賢

五月十日

顯如御判

一四

紀州三ヶ郷門徒宛文案

今度信長根来寺相談可爲雑賀乱入之由頻申来候、一段無心元候、此度之儀候条於門下之輩、抛萬事雑賀へ罷越、一味同心可成其働事尤難有次第候、佛法之安危此節候、能々可

被加思案候、かやうの儀につきても、いそぎて一念皈命の於安心決定者、まことに命もおしからぬ事にて候へ、一人ものこらず信心治定せられ候はゞ、眞実々々可爲本懷候、返々其表の馳走肝要候也

五月二十三日

顯如御判

紀州三ヶ郷門徒中へ

一五

雜賀門徒惣中宛文案

近日中国警護船被差上由候、就其當国警固手合之儀肝要候由被申越候、尤候条急速其心得頼入候、此度中国舟さしたる働なく皈国候者此表一大事彌必定候、さ候時者當座之儀可爲同前歟、下衆室岩屋に着岸候者、下移時日令渡海、行所之談合在之様、兼而可有之令用意候、將又他国勢興立相喧嘩口論濫防等、監可令停止候、一宗之不覺不可過之候、彼是につきて、御堂衆差下候間、法儀能々可有聽聞候、猶刑部卿法眼可令演舌候也、穴賢穴賢

六月二十八日

顯如御判

雜賀門徒惣中

一六

紀州惣門徒中宛文案

急度染筆候、仍播州表之儀、上月落城においては、打続可被及行之由誓詞到来候、これは新門渡海につき候て、藝州にて一段入魂のしるにて候、然処去五日上月城落居之由候、近比目出候、去月二十六日神吉城にて敵三千計討死手負不知数由候、さりながらいまにとりつめ候て、在之事、もし不慮候ては、高砂英賀の手前にて候、さ候へば海上通路とまる事候間、萬事をうちをき人数二千一刻も早々高砂へ可有渡海候、もし国之談合

調かね候はゞ、志次第にて可有渡海事ひとへに頼入候、報謝不可過之候、猶按察法橋、少進法橋可申候也、穴賢々々
七月七日

紀州総門徒中へ

顯如御判

紀州門徒渡海衆宛文案

今度至岩屋渡海之衆高砂在陣由候、一段忠節不淺次第候、仍二十日かはりの番手として、只今の人数販国候ては不可然候、敵之働もひさしき儀者あるまじき歟、とても心懸候て、被遂在陣候はゞ可喜入候、中国衆のおもはく以下難計候、萬端不如意につきて、當寺不相屆事共失本意候、一大事之始末此時候間彌一味同心可被竭粉骨事肝要候、只何事も佛法再興と被存知、聖人へ報謝之忠を上げまれ候べき事難有候、隨而法儀無油断可嗜事專用候、猶委細之趣刑部卿法眼可令演舌候也、穴賢々々
五月十九日

顯如御判

紀州門徒渡海衆中

紀州坊主門徒中宛文案

今般越前へ敵乱入之由候、此上者當寺之一大事籠城きはまり候、しかればいづかたもたのむべき様躰なきにつきて、此度懇志を上げみ、一すじに籠城候べき心懸之衆申合参上候はゞ、誠以有難彌たのもしき可爲次第候、就中不珍候へども、法儀之談合候て、安心決定の上には彌無油断嗜候べく候、不信の面々は片時も急而信をとられ候はゞありがたかるべく候、猶端坊可申傳候、穴賢々々

(天正元年)
八月二十二日

紀州

坊主衆中へ
門徒中へ

顯如御判

一九

紀州門徒中宛文案

態染筆候、鉄匏衆可參候由度々申した候へども、干令無其儀候、近比油断候、然者信長他国たちと号し、二三日中に不圖此表へ可相働之由告来候、又荒木など火急に中島か安田の城へ行すべきよし候之間、時分からいかやうの隙入候とも、片時も早々罷上馳走頼入候、くはしく刑部卿法眼可申下候、あなかしこく

(天正六年)

九月朔日

顯如御判

紀州門徒衆中へ

二〇

紀州惣門徒宛文案

態染筆候、仍番衆之儀度々雖申下候、なにかと被申、いまだ不參之事、如何の分別に哉、先日も申下候き、敵の働きは何時をも難計候間、方々より注進之有様如申遣様処、いつもの事ニ被存歟、不定之覺悟候、此間敵相働之風聞必定に候はゞ、其方よりの番衆は中に成まじく候へども、雜説にて今日まで無異儀候、然者向後も雜説たるべき分に令推量候、番衆は参まじく候哉、さ候時は、たのまれぬ儀にて候、よろづ退屈候、無餘儀候へ共、當時相果候へば後悔可爲眼前候哉、たゞ雜説にして何時も被參候はゞ可然候、其時雜説にて販国候へば近比目出事候、もし可爲実儀時者可有如何に哉、其心持不審千萬殊泉州へ根来寺紀州衆以下打出由候條、しからば猶以上勢火急にて可打下候、當寺用心彌此砌専用之事、惣別此比国衆依油断、番衆も令懈怠諸城にも無人之儀、敵に無其隱由候、

旁一大事之始末候間、鉄鉋五百丁抛萬事早々可令参上之事、不可移時日候、差下西光寺候間委細は刑部卿法眼可申候也、穴賢々々

(天正六年)

九月三日

顯如御判

紀州惣門徒中へ

紀州志之衆宛文案

態染筆候、仍信長昨日廿三京上由候、番衆之儀度々国へ申下候へ共、しかぐとおどろき無之事不審千萬候、彼方国中へ者陣ぶれは二十七日此表司令着陣由候、諸城無人當寺にも無人之儀、敵によく存知無其隠由候、下警固を不待付已前不慮出来候べき事あまりに無念之次第候、此度番衆のぼり候はねば、當寺は相果候事必定候、其時は門徒衆も可爲後悔候、萬事をさしをき、夜を日につぎ、鉄鉋持参者の儀可喜入候、おそく候ては無曲候、方々より注進不大方候、国へも鉄鉋千丁申下候、猶刑部卿法眼可申候 穴賢々々

(天正六年)

九月二十四日

顯如御判

志衆中へ
自飯米衆中へ

紀州惣門徒宛文案

度々申下候へ共、しかじかとおどろき無之事不審千万候、信長昨日廿三日京上由候、彼分国へ陣ぶれは廿七日此表へ可有者陣由候、中島表敵之城候へば十日以前より信長手廻之衆を入置、難波之島に要害を相構へ、大舟を可入置由候、左候へば下警固渡海候とも、なにともし簡に及まじき由候、下警固を不待付已前出来候ては、餘無念之次第候、諸城

無人當寺無人之儀、敵に無其隱由候、此度信長着陣候はゞ、當寺可相果事必定候、其時は国にも可爲後悔候歟、萬端をさしおき、鉄炮千丁夜を日につぎて参着之儀可喜入候、おそく候ては不可有曲候、方々より注進不大方候、爲其染筆候、志衆・自飯米衆へ申下候、猶刑部卿法眼可令傳語候也、穴賢々々

(天正六年)

九月廿四日

顯如御判

紀州惣門徒中へ

紀州湊等諸浦門徒宛文案

態染筆候、仍信長明日廿七日天王寺へ着陣由候、此おりなし無人一大事不過之候、毎度粉骨筆にもつくしがたく候、猶以此度之儀もの大坂再興と被存候て、各火急に可令参上事頼入候、おそく候てははすにあひまじく候、委細刑部卿法眼可申候也、穴賢々々

(天正六年)

九月廿六日

顯如御判

湊・雜賀・岡・松江
嘉祥寺・吹井・加太
其外諸浦警固衆中へ

紀州坊主門徒中宛文案

急度申下候、仍一流破滅の儀なげかしく覺候之間、内々申出候に付て、兩人申含さし下候、兎角雜賀崎普請造作之儀察候へ共佛法興隆と存各可有馳走候、將又不珍候へ共、老少不定のならひにて候へば、いそぎて可有安心決定候、若不信にて命終候はゞ、後悔は際限もあるまじく候、彌法儀可嗜候、委細兩人可有傳達候條閣筆候也、穴賢々々

十月二日

顯如御判

紀州坊主衆中へ
門徒中へ

二五

紀州惣門徒宛文案

毎月勤として被勵懇志之儀尤難有候、永々籠城につきて兵糧等断絶申ばかりなく候、諸
国門下之志によりて今日まで相続分にて候、とりはき紀州之儀者、先年己来及度々懇情
不_レ混_ニ自餘_一もまことに佛法之安危此時候間、無退屈いよく馳走、開山の御内證に可
相叶候、ひとへに佛法不思議を仰計候、人間は老少不定の界、出いきハ入をまたざるな
らひなれば、急而信心決定候て、極樂の往生とげられ候、はんずる事肝要候、相構々々
無油断たしなまれ候べく候、猶刑部卿法眼可申候也、穴賢々々

(天正六年)

十月四日

顯如御判

紀州惣門徒衆中へ

二六

紀州坊主門徒中宛文案

ここもとの體、其方之儀、委曲常樂寺に申含候趣、各令一味同心いよく馳走候者、あ
りがたかるべく候、油断あるまじく候へども、若無沙汰候ては、一大事に極べく候、能
々心得られ候べく候、法儀たしなまれ候はんずる事可爲肝要候、穴賢々々

十一月二日

顯如御判

紀州

坊主衆中へ

門徒衆中へ

二七

紀州坊主門徒宛文案

今般差下端坊候処、彌佛法になられ候由、予が本望不過之候、向後は猶々無油断會合の時、相互に信不信の沙汰候て、能々安心決定候て、眞実報土の往生遂げられ候はん事肝要候、仍爰許之儀申下候処、別而志之至ありがたく候、是併面々法儀たしなまれ候にりて、かやうに聖人御座所心にいれられ候、難有さ中々申ばかりもなく候、千萬々々今度のころざし聖人へ報謝と難有候、此通惣中へ懇に披露候べく候、あなかしこく

十二月二日

顯如御判

紀州坊主衆へ
門徒中へ

二八

紀州門徒中宛文案

態染筆候、仮信長此表へ罷向由候、番衆之儀いつもござうさ乍ら何時たよらず案内次第にのぼるべく候、當時（寺）之儀用心無油断候、爰許之儀、毎事とゞき候はぬやうにきこえ候哉、萬聞候ていひ付儀にて候間何事もわたくしとしての儀は有まじく覺候、こなたの儀を大切に存じて氣遣之段難有候、さりながら上儀をうかゞはずはからひ申やうに候へば、佛法の儀もにちがひ世間之儀も下として上をはからひ申などと沙汰候へば、諸国の門徒心もちまでも勝事候、猶々信長より計略にて色々の雜説を申体にて候、其辺の儀をもさまたげ候べきとのたくみになにかと申子細もあるべき歟、其心得もなし候はゞ不信用、もし又當寺の様体不可然風聞候ハバ、其趣を言上のうへにて糺明し候て、こなたとして堅可被仰付候、此等之次第よく、分別あるべき事肝要候、下々へもたしかに可申間候、將又後生之一大事候、各ハいかゞ心得られ候や、今生は一旦の浮生にて候、法儀油断候ては千萬千萬無勿体候、一すじに弥陀如来をひしと頼申候、其上には行往座臥

に念佛申され候べく候、則佛恩報謝のつとめになり候べく候、此旨細々談合候て、可被
嗜事肝要儀委細申含三人候、穴賢々々

(天正六年)

九月十日

顯如御判

紀州門徒中へ

二九

紀州惣門徒宛文案

火急につきて染筆候、仍廿四日信長上洛明日天王寺へ着陣必定由候、かねがね幾度も申
候つるは此事候、如此火急になり候はゞ番衆當寺へ参着不可相叶候間、よく雜説にせら
れ兼日に被罷上候べきよし申下候へども、何にかと寄事於左右延引無曲候、此うへに
ても當寺をすてらるべき心中にてはあるまじきと令推量候、たゞ国衆油断にて此分に候
条、志在之衆は夜中にも、雨風にもかまはず早速国を被打立志次第ことゞく可令参着
事、頼入外無他候、無人につきて一大事に相極歟入候、かへすゞ志は可爲此時候、委
曲刑部卿法眼申候也、穴賢々々

(天正六年)

九月廿六日酉刻

顯如御判

紀州惣門徒中へ

あとがき

この石山本願寺日記抄は、石山本願寺日記中から、紀州関係のヶ所のみを抜書したものである。石山本願寺日記は上下二巻各六百頁の大冊である。

これは昭和三年三月大坂府立図書館長今井貫一氏の、在職廿五年記念として、出版されたものであって、上巻は昭和五年六月三十日・下巻は昭和五年九月廿一日に刊行された。

自分は長くこの書を見たいと思ふてゐた処、たま／＼和歌山市の古書店「吉井書店」の目録にあったが、上下二冊四千円と云う事で一寸手が出かねた。その後故森彦太郎先生の蔵書中に、この書のある事を聞き、夫人より借用の上寫本した、

昭和廿八年八月廿日

病後の静養中

清水 長一郎

『石山本願寺日記抄』の活字化を終わって

各市町村市誌の資料編に、抜書きで記載されているが項があるが、石山本願寺と紀州雑賀衆・根来衆・湯川等の関係記事あり、面白く読みながら活字化した。情報網の発達していない時代に、よくこれだけの情報を集め、また大坂夏冬の陣等の兵火を免れ記録が残ったものと感心した。

父が吉井書店の目録にあった『石山本願寺日記』現在は何れ程の値段なのか、インターネットで調べたが、どの古書店の目録にも載っていないかった。

平成十六（二〇〇四）年五月二十一日

清水 章 博